

2 栄養関係

令和3年度末現在の「給食施設」は94,656施設となっており、そのうち「特定給食施設」は51,087施設(54.0%)で、「その他の給食施設」は43,569施設(46.0%)となっている(表3、図4、統計表6)。

特定給食施設の「指定施設」は2,759施設(2.9%)となっている(図4)。

特定給食施設の種別構成割合をみると、「学校」が15,369施設(30.1%)と最も多く、次いで「児童福祉施設」14,500施設(28.4%)、「病院」5,535施設(10.8%)となっている(図5)。

表3 給食施設数の年次推移

給食施設	各年度末現在					対前年度	
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	増減数	増減率 (%)
	給食施設	91 002	92 247	93 118	94 012	94 656	644
特定給食施設	50 542	50 985	51 110	51 005	51 087	82	0.2
学校	15 772	15 631	15 523	15 392	15 369	△ 23	△ 0.1
病院	5 670	5 666	5 639	5 547	5 535	△ 12	△ 0.2
介護老人保健施設	2 865	2 853	2 860	2 877	2 858	△ 19	△ 0.7
介護医療院 ¹⁾	.	.	.	82	92	10	12.2
老人福祉施設	4 832	4 899	4 946	4 984	4 991	7	0.1
児童福祉施設	13 206	13 749	14 035	14 235	14 500	265	1.9
社会福祉施設	764	774	758	778	790	12	1.5
事業所	5 492	5 495	5 433	5 212	5 051	△ 161	△ 3.1
寄宿舍	556	554	528	519	526	7	1.3
矯正施設	115	112	107	109	105	△ 4	△ 3.7
自衛隊	190	189	193	195	200	5	2.6
一般給食センター	376	367	354	344	330	△ 14	△ 4.1
その他	704	696	734	731	740	9	1.2
その他の給食施設	40 460	41 262	42 008	43 007	43 569	562	1.3

注：1) 「介護医療院」は令和2年度より調査を開始した。

図4 特定給食施設—その他の給食施設の構成割合

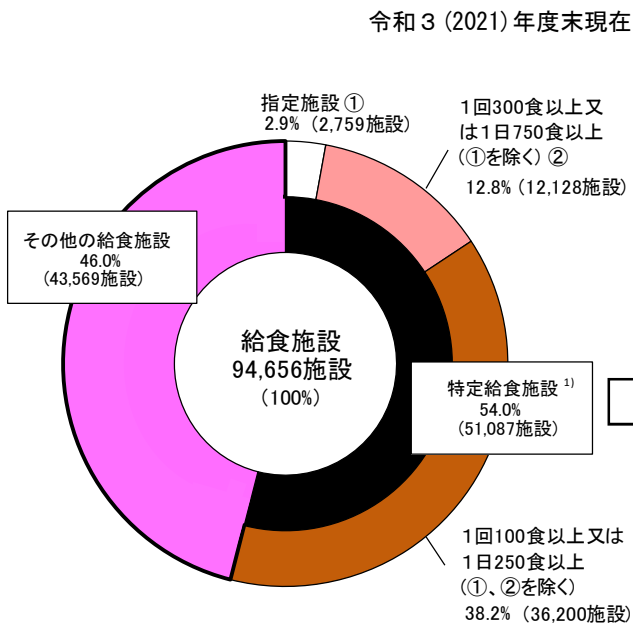
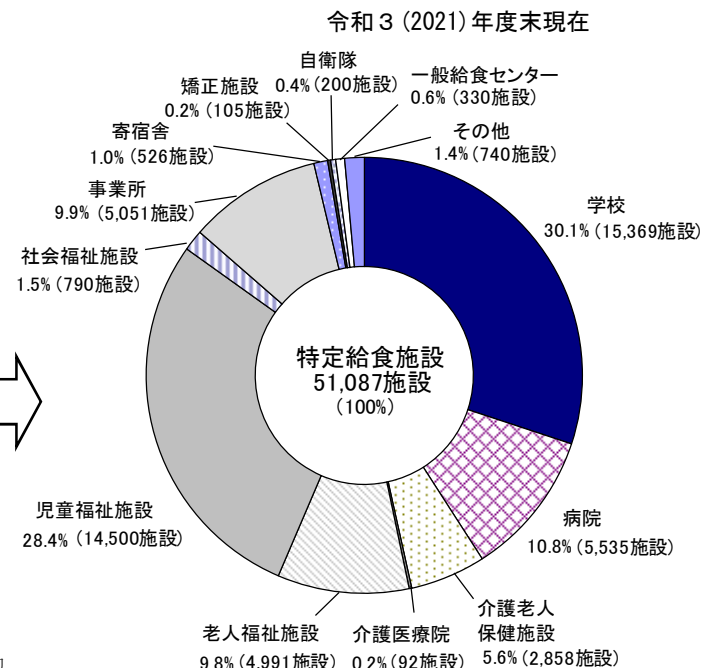


図5 特定給食施設の種別構成割合



注：1) 「特定給食施設」(※)の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

○指定施設①

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

○1回300食以上又は1日750食以上(①を除く)②

○1回100食以上又は1日250食以上(①、②を除く)